



<裏面>

理由詳細

- 1 手当を受けている人が日本国内に住所を有しなくなった。
- 2 手当を受けている人が八王子市に住所を有しなくなった。
- 3 児童が監護を受けている父または母に監護されなくなった。
- 4 児童が手当を受けている父または母以外の人に養育（同居・監護・生計維持）されなくなった。
- 5 児童が死亡した。
- 6 児童が日本国内に住所を有しなくなった。
- 7 児童が施設に入所したため。
- 8 児童が18歳に達した日の属する年度が終了した。
- 9 18歳以上で、障害による認定されていたものが20歳に達した、もしくは障害による認定がされる状態ではなくなった。
- 10 児童が父または母（事実上の父親または母親を含む）と生計を同じくするようになった。
- 11 父または母が婚姻し、児童が父または母の配偶者（事実婚を含む）に養育されるようになった。
- 12 父または母が事実婚により、児童が父または母の事実婚の相手に養育されるようになった。

事実婚とは：婚姻の届出をしていないが、社会通念上当事者間に夫婦としての共同生活と認められる事実関係が存在すること。
- 13 離婚協議中で児童と別居（世帯分離）した。
- 14 手当を受けている人が生計維持者でなくなった。
- 15 公務員が児童手当を職場で受給するようになった。
- 16 次のa～hまでのどれにも該当しなくなった。
  - a 父母が婚姻を解消した児童
  - b 父または母が死亡した児童
  - c 父または母が施行令別表第2または市規則に定める程度の障害の状態にある児童
  - d 父または母の生死が明らかでない児童
  - e 父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童
  - f 父または母が法令により1年以上拘禁されている児童
  - g 母が婚姻によらないで懐胎した児童
  - h (g)に該当するかどうか明らかでない児童